

発議第 2 号

長島、国立療養所長島愛生園及び邑久光明園のユネスコ世界遺産登録に向けた取り組みを求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 17 日 提出

瀬戸内市議会議長 日下 敏久 様

提出者 環境福祉常任委員長 河本 裕志

（提案理由）

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会では、ハンセン病療養所内に存在する建造物群等を「ユネスコ世界文化遺産」として、ハンセン病回復者等が生きた証を示す資料等歴史的記録物を「ユネスコ世界の記憶」として、それぞれ登録することを目指し、その過程でハンセン病回復者等の真の名誉回復を図ることを目的として活動している。

しかし、国においては「歴史的建造物の保存等検討会」等を開催しているが、保存等に向けた取り組みはまだ十分とは言えない状況である。

そのため、国に対し世界遺産登録へ向けての取り組みに必要な学術調査の実施や保存管理施策の取り組みを求めるものである。

長島、国立療養所長島愛生園及び邑久光明園のユネスコ世界遺産登録に
向けた取り組みを求める意見書（案）

国立療養所長島愛生園及び邑久光明園（以下「両園」という。）それぞれの入所者自治会長と園長、岡山県、瀬戸内市等を構成員とする「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」は両園それぞれの将来構想に「世界遺産登録へ向けての取り組み」を新たな施策として追加記載しました。この取り組みには、両園の歴史と自らの生きた証を世界遺産として後世に語り継ぎ、ハンセン病問題の解決を図るとともに偏見と差別のない社会の実現を目指して欲しいという平均年齢が86歳を超えた瀬戸内市民である両園入所者と、両園それぞれの納骨堂に眠る6,994柱の御霊の願いが込められています。

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会（以下「NPO」という。）は、この「世界遺産登録へ向けての取り組み」を推進する組織として設立され、両園入所者自治会長も理事として参画されています。NPOは、ハンセン病療養所内に存在する建造物群等を「ユネスコ世界文化遺産」として、ハンセン病回復者等が生きた証を示す資料等歴史的記録物を「ユネスコ世界の記憶」としてそれぞれ登録することを目指し、その過程でハンセン病回復者等の真の名誉回復を図ることを目的としています。

一方、国においては厚生労働省が「歴史的建造物の保存等検討会」等を開催しておりますが、保存等に向けた取り組みはまだ十分とは言えません。

つきましては、世界遺産登録という両園それぞれの将来構想に集約された両園入所者の願いと、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条の実現を一体的に促進するために、下記を実施していただきたく地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 必要な関係部署等が連携し、「歴史的建造物の保存等検討会」等にて長島及び両園のユネスコ世界文化遺産一覧表への記載に必要な国指定史跡の学術調査を実施すること。
- 2 両園が所有する両園及び両園入所者自治会の歴史的記録物のユネスコ世界の記憶登録に必要な保存管理施策について、次のとおり積極的な取り組みを行うこと。

(1) 必要な関係部署等が連携し、「歴史的建造物の保存等検討会」等にて両園内の歴史的記録物（文書資料、現物資料）の学術調査を実施すること。

(2) 両園それぞれの歴史的記録物（文書資料、現物資料）収蔵施設の現状調査（温湿度、光、空気汚染など）及び保存修復（収蔵施設整備、デジタル化、燻蒸、脱酸性処理など）への保存科学的見地を踏まえた予算措置を講ずること。

令和 年 月 日

岡山県瀬戸内市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
財務大臣	様
文部科学大臣	様